



公益財団法人かめのり財団
留学生緊急支援金
募集要項

1. 趣旨:

公益財団法人かめのり財団は、日本とアジア・オセアニア諸国の若い世代の交流を通じて、未来にわたって日本と各国との友好関係と相互理解を推進するとともに、その架け橋となるグローバルリーダーの育成をはかることを目的とした事業を行っています。

留学生緊急支援金は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アルバイト等収入の大幅な減少で修学の継続が困難な学生に対する経済的支援を目的としています。

2. 対象となる留学生:

現在日本に滞在している外国人留学生で、かめのり財団が指定する大学の大学院正規過程に在籍する大学院生および研究生。

3. 対象とする出身国(順不同):

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

4. 対象とする研究分野:

人文科学系および社会科学系の研究分野

5. 指定大学(以下の9校):

【国立】大阪大学、京都大学、東京外国語大学、東京大学、名古屋大学、一橋大学

【私立】同志社大学、立命館大学、早稲田大学

6. 給付人数:

博士(前期)・修士課程、および博士(後期)課程を合わせて45名(予定)

7. 給付金額: 10万円(一括振込)

8. 応募方法

学生本人から当財団への直接応募とします。下記9に記載した応募書類をメールに添付し、当財団(grant@kamenori.jp)まで送付してください。

郵送での提出は受け付けません。

9. 応募資格：以下のすべての条件を満たす者としてします。

- ・ 上記5.に記載した指定大学の博士(前期)・修士課程、または博士(後期)課程に在籍している外国人留学生
- ・ 現在、日本に滞在中の者
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、アルバイト収入が大幅に減少した者
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、本国の家計が急変し仕送りが大幅に減少した者
- ・ 現在、日本政府および外国政府国費留学生でない者
- ・ 現在、当財団からの奨学金を受給していない者

10. 応募書類：

下記①~⑤を全てメールに添付し提出してください。書類の原本は手元に保管しておいてください。後日、提出を求める場合があります。

- ① 申請書(書式 A)
- ② 推薦書(書式 B)
- ③ 学生証のコピー
- ④ 在留カードのコピー(両面)
- ⑤ 銀行口座情報が記載された通帳のコピー

※推薦書には推薦者の印または署名が必要です。推薦者は在籍大学の教職員であること。

11. 選考方法：

申請期間内に提出された応募書類の内、応募資格を満たす者の中から、書類審査の上決定します。

申請書に記載された2019年4月から2020年6月までの収支状況(収入と支出のバランス)にもとづいて総合的に判断します。

12. 申請期間：2020年7月1日(水)～**2020年7月21日(火)15:00**まで

13. 採否発表：2020年8月初旬に発表、採用者への支援金振込みは8月中旬を予定しています。

14. その他：

- ・ 記載内容に虚偽のあった場合は、全額を返還してもらいます。

- 提出された申請書等の書類は、原則として返却しません。
- 選考の結果、採用されない場合があります。
- 応募者の個人情報は、この支援金の選考以外の目的には使用しません。

【書類提出先・問い合わせ先】

公益財団法人かめのり財団 「留学生緊急支援金」係
担当：奥村(おくむら)・後藤(ごとう)

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-5 ベルビュー麹町 1 階

Tel: 03-3234-1694 Fax: 03-3234-1603

E-mail: grant@kamenori.jp